

(平成24年10月31日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から50年3月まで
勤務先を退職し、昭和47年12月から自宅で夫婦と前の会社の同僚の3人で自営業を始めた。その後、48年1月にA市B区役所C支所から自宅に集金人が来て夫婦で国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料は集金人に夫婦一緒に納付していた。夫婦で未納期間も相違しており、納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までについて、申立人は、夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、保険料納付の前提となる申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、同年10月に夫婦連番で払い出され、夫婦一緒に国民年金に加入していることが同手帳記号番号払出簿により確認できる上、A市の国民年金収滞納リストにおいて、納付日が確認できる51年4月以降の保険料は、全て夫婦同一日に納付していることから、申立人夫婦は一緒に保険料を納付していたものと考えられ、申立人の夫については、納付済期間として記録されている当該期間の保険料を52年4月28日に過年度納付していることが領収済通知書により確認できることを踏まえると、申立人についても同様に当該期間の保険料を過年度納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和47年12月から49年3月までについて、上記のとおり、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、50年10月に夫婦連

番で払い出されていることから、申立人夫婦は、この頃国民年金に加入したものと推認され、48年1月に加入したとする申立内容とは符合しない上、申立人の夫が過年度納付していることが確認できる52年4月28日の時点で、当該期間は既に時効により保険料を納付できず、当該期間の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、特例納付を行った場合、作成し保管することとされている申立人に係る特殊台帳は見当たらない上、当該期間はオンライン記録上、申立人夫婦共に未納の期間である。

また、申立人夫婦が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年夏頃から平成 6 年 1 月まで
② 平成 6 年 9 月

昭和 56 年 8 月に就職した会社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったが、国民年金にも加入していなかったため、30歳の頃、国民年金に加入しないといけないと思い、平成2年8月頃にA店前の年金相談所(当時)に相談に行った。その際、5年間遡って国民年金保険料を納付するよう指示を受けたため、同年年金相談所で国民年金の加入手続を行い、母親から60万円を借りて同年年金相談所の窓口又は郵便局で5年間分遡って納付した。加入手続後の保険料は、しばらくの間毎月納付し、その後は前納していた。6年頃の保険料は毎月納付していた。申立期間①及び②が未納とされているのは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、1か月と短期間であるとともに、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の国民年金被保険者の記録により、平成8年3月頃に払い出されたものと推認でき、申立人は、この頃国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、申立期間②はこの時点で、過年度納付が可能であり、同様に過年度納付が可能であった。申立期間②の前後の期間である6年2月から7年3月までの保険料を、申立期間②を除き、8年3月27日から9年4月9日までの間に毎月過年度納付していることがオンライン記録において確認できることから、申立期

間②の保険料についても過年度納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①について、上記のとおり、申立人は、平成8年3月頃に国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、申立内容とは符合しない上、加入時点では、申立期間①は既に時効であったことから、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年9月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から49年3月まで
勤務先を退職し、昭和47年12月から自宅で夫婦と前の会社の同僚の3人で自営業を始めた。その後、48年1月にA市B区役所C支所から自宅に集金人が来て夫婦で国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料は集金人に夫婦一緒に納付していた。夫婦で未納期間も相違しており、納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年1月にB区役所C支所から自宅に集金人が来て夫婦で国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料は集金人に夫婦一緒に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和50年10月に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人夫婦は、この頃国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人は、申立期間直後の昭和49年4月から50年9月までの国民年金保険料を、52年4月28日に一括して過年度納付していることが領収済通知書により確認できるものの、この納付時点では、申立期間は既に時効により保険料を納付できず、申立期間の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、特例納付を行った場合、作成し保管することとされている申立人に係る特殊台帳は見当たらない上、当該期間はオンライン記録上、申立人夫婦共に未納の期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年7月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年7月から同年10月まで

私は、仕事を辞めた場合は必ず国民年金の手続をしなければならないことは承知しており、会社を辞めた平成9年7月頃A国から帰国し、B市で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、私又は妻が納付期限を守って1か月ごとに銀行か郵便局で二人分を納付していた。申立期間の保険料は妻が納付しているにもかかわらず、私だけが未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年7月頃A国から帰国し、B市で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立人は、戸籍の附票によれば、申立期間を含む平成7年4月16日から12年3月21日までA国C市に居住し、同日付けでB市に転入していることが確認できるところ、B市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストに、申立人は、平成11年度から登載され、12年3月21日付で国民年金被保険者資格を取得していることから、申立人は、この頃B市で国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、申立内容と符合しない上、外国に居住する期間については、任意加入対象期間となるため、遡って国民年金に加入することができず、申立期間は保険料を納付できない期間である。

また、国民年金法附則第5条により、「日本国籍を有する者であって、日本国内に住所を有しない20歳以上65歳未満の者は都道府県知事(現在は、

厚生労働大臣)に申し出て、被保険者となることができる。」とされ、その事務は、国内における最後の住所地を管轄する都道府県知事又は市町村長(現在は、年金事務所)が行うこととなっているが、申立人が平成7年4月にA国に転出する前に居住していたD県E市の電算記録には、申立人に係る国民年金加入の記録は見当たらない。

さらに、申立人の妻又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 3 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月から平成元年 3 月まで
私が 20 歳になった頃、私の国民年金保険料の納付を開始したと母親から聞いた。申立期間が未加入になっていることには納付できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった頃、その母親が国民年金保険料の納付を開始したと主張している。

しかしながら、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立期間当時、申立人が居住していた A 県 B 市又は C 県 D 市において、国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、同手帳記号番号払出簿検索システムにより、A 県内全て及び C 県内全てについて「E (漢字氏名)」及び「F (カナ氏名)」で検索したが、申立人に対し同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人は、国民年金に未加入であり、保険料を納付することができない。

また、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、オンライン記録により氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年2月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年2月から60年3月まで

私が20歳になった昭和58年*月頃、母親がA市B区役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は、母親が自身と父親及び私の3人分を一緒に毎月集金人に納付してくれていた。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年*月頃、その母親が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料については、母親が自身と父親及び申立人の3人分を一緒に毎月集金人に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年8月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃、申立人の国民年金加入手続きが行われたものと推認でき、このことは、A市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストに、申立人が昭和60年度から掲載されていることとも整合している上、A市の集金人制度は、昭和57年3月末で廃止されており、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、当該一部を除いた期間の保険料は過年度納付によることとなるが、申立人の保険料を納付したとする申立人の母親からは、遡って申立期間の保険料を納付したとの主張も無い。

なお、申立人が所持する年金手帳に「初めて被保険者となった日 昭和58年*月*日」と記載されているが、これは、制度上その日が国民年金の被保険者資格を取得した日であることを示すものであり、加入手続日や国民年金保険料の納付を示すものではない。

さらに、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から同年12月までの期間、60年4月から62年3月までの期間及び63年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和58年4月から同年12月まで
② 昭和60年4月から62年3月まで
③ 昭和63年6月

国民年金の加入手続時期は不明であるが、A県B市に住んでいた頃、同市役所C出張所で納付書により国民年金保険料を納付しており、郵便局で納付したこともあったと思う。納付書は3か月単位で1枚のもので、1か月分とか2か月分のみ納付したときは、年金手帳に日付や金額が記載されていた。その年金手帳は平成19年に勤務した会社に預けたところ、紛失したと言われ、現在所持していない。申立期間について、毎回定期的に納付できていたわけではないが、納付していない期間については、後から遡って納付した記憶があるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続時期は不明であるが、A県B市に住んでいた頃、同市役所C出張所又は郵便局で納付書により国民年金保険料を納付しており、納付できなかった期間については、後から遡って納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、B市において、昭和55年7月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、この頃国民年金に加入したものと推認され、申立期間①、②及び③の保険料を納付するこ

とは可能であったものの、B市の国民年金被保険者名簿及び電算記録において、当該期間は全て未納であることが確認できることから、現年度納付されていないものと推認でき、当該期間の保険料を納付するには過年度納付によることとなるが、過年度納付を行った記録は見当たらない上、申立ては、5年3か月（63か月）の間に延べ3回にわたる34か月に及んでおり、納付記録が全て漏れるとは考え難い。

なお、申立人には、昭和48年3月にD市E区において、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されているが、特殊台帳において、同年4月から同年6月の国民年金保険料が納付済みであることは確認できるものの、その後、「不在被保険者」とされていることから、この手帳記号番号においても申立期間①、②及び③の保険料は納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 7 月 6 日から同年 12 月 1 日まで

A株式会社を昭和 59 年 7 月 5 日に退職し、翌日から同族会社である B 株式会社に入社した。給料の額も同額でスライドし、厚生年金保険にも加入していたが、申立期間の厚生年金の加入記録が無い。調査の上、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社（現在は、C株式会社）及びB株式会社における複数の元役員及び元同僚の供述から、申立人は申立期間にB株式会社勤務していたことが認められる。

しかしながら、商業登記簿の記載によると、B株式会社は平成 23 年 5 月 *日付けで破産廃止決定となっており、事業主も既に死亡していることから、破産時の役員でもあった事業主の妻に照会したところ、厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる賃金台帳等の関連資料は保管していない旨を回答している。

また、申立期間当時の複数の元同僚に照会した結果においても、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について供述を得ることができなかったことから、当該期間における厚生年金保険料控除の有無について確認することができない。

さらに、雇用保険の記録では、申立人は、B株式会社において、昭和 59 年 12 月 1 日に資格を取得していることが確認でき、オンライン記録の厚生年金保険被保険者記録と一致している。

なお、申立人が申立期間直前に勤務していたA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、健康保険の任意継続被保険者の資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 3 月 1 日から 16 年 4 月 1 日まで
厚生年金保険加入記録を照会したところ、株式会社Aの勤務期間のうち一部の期間、日本年金機構に記録されている標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額であることが分かった。申立期間の給与明細書等を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間の標準報酬月額については当初、34万円と記録されていたところ、平成16年2月10日付けで遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、上記遡及訂正に係る報酬月額変更届には、申立人のほか、申立人の父、二人の兄の4人の標準報酬月額が平成14年3月改定として9万8,000円に減額されていることが確認できる。

しかしながら、申立人が所持する申立期間の給与明細書及び源泉徴収票から上記訂正前の給与が支払われていることが確認できる。

また、当該訂正処理についてB年金事務所は、当時の状況等確認できないため不明である旨の回答をしているが、同年金事務所が保管する株式会社Aに係る滞納処分票から、申立期間当時、当該事業所は相当額の厚生年金保険料の滞納があったことが確認できる上、申立期間当時の複数の元従業員も当時の当該事業所の経営状態が悪化していた旨を回答している。

さらに、上記遡及訂正に係る報酬月額変更届に添付されていた「取締役会議事録」には、監査役として申立人の氏名が記載されているが、当該議

事録については、役員の氏名から判断すると、平成13年12月20日作成とは考え難く、16年に報酬月額変更届の届出に合わせて作成されたものと考えられる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成16年2月10日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、申立人について14年3月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、有効な記録訂正があったとは認められない。

しかしながら、株式会社Aの現在の代表取締役は、「当時の経営状態から、家族4人の報酬を下げてしのごうと話し合い、全員納得の上の話である。申立人は監査役で、かつ社会保険事務の担当であったため、給与の引下げや変更の届出について承知している。」と供述しており、上記取締役会議事録には、申立人、申立人の父及び二人の兄の報酬月額を平成13年12月より10万円に減額する旨の記載と申立人の署名捺印が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が自らを含む役員の記録訂正処理に職務上関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。